

# 三朝町の給与等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 5,937	千円 6,267,760	千円 166,031	千円 918,189	% 14.65	% 13.72

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

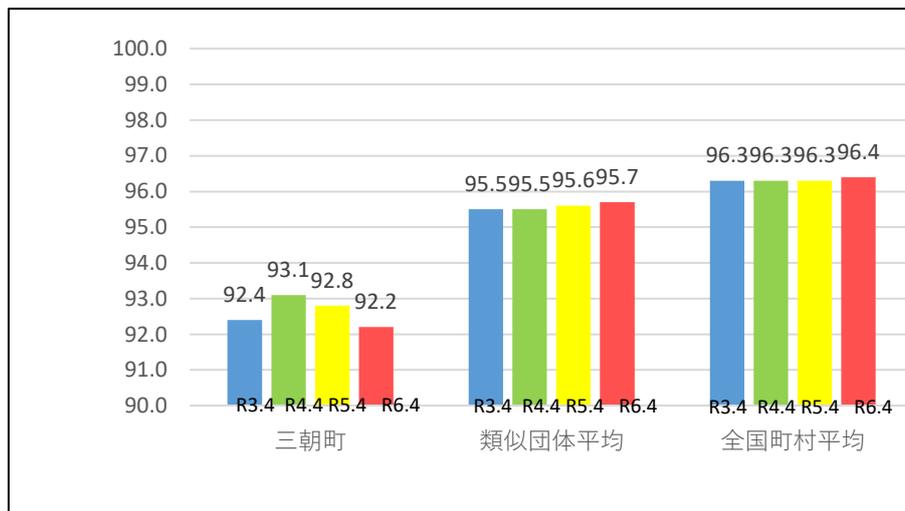
区 分	職員数 A	給 与 費				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当			
5年度	人 77	千円 292,143	千円 49,958	千円 116,906	千円 459,007	千円 5,961	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費は、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基

づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

- ・一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
- ・激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

##### ② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三朝町	45.1歳	314,519円	363,207円
鳥取県	42.9歳	319,722円	389,139円
国	42.4歳	322,487円	404,015円

### (2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		三朝町	鳥取県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高校卒	166,600円	170,900円	166,600円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数		経験年数
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	253,300円	305,375円	342,550円
	高校卒	241,200円	280,900円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

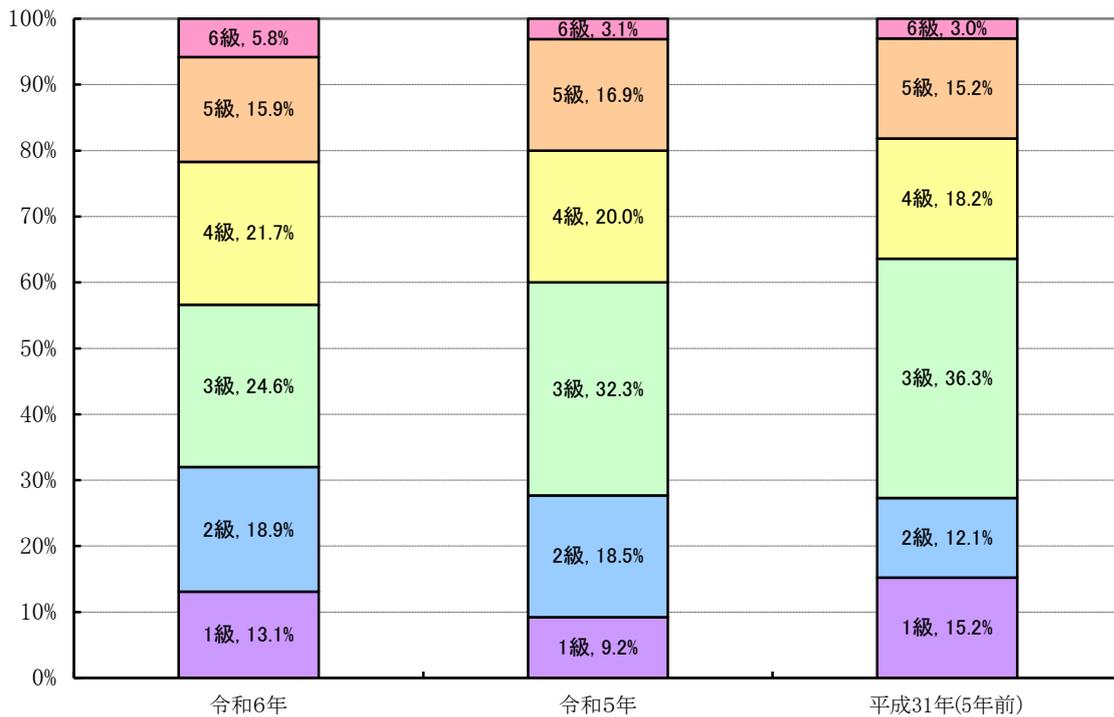
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数 (構成比)	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額	職制上の段階
1 級	(1) 主事及び技師の職務 (2) 専門職の職務	9人 (13.1%)	162,100円	249,400円	その他職員 22人(32.0%)  内訳： 主事9人 主任13人
2 級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う専門職の職務	13人 (18.9%)	208,000円	305,200円	
3 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (3) 相当高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務 (4) 特に高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を行う専門職の職務	17人 (24.6%)	240,900円	351,000円	係長級 17人(24.6%)  内訳： 主査10人 係長7人
4 級	(1) 課長補佐の職務 (2) 園長の職務 (3) 困難な業務を処理する主事又は技師の職務 (4) 困難な業務を処理する特定の業務を行う専門職の職務	15人 (21.7%)	271,600円	382,000円	課長補佐 15人(21.7%)  内訳： 課長補佐12人 指導主事1人 主幹1人 局長補佐1人
5 級	(1) 課長の職務 (2) 事務局長の職務 (3) 困難な業務を担当する室長の職務	11人 (15.9%)	295,400円	394,000円	課長級 15人(21.7%)  内訳： 地域振興監1人 課長7人 会計管理者1人 事務局長2人 館長1人 参事3人
6 級	(1) 困難な業務を処理する課長の職務 (2) 困難な業務を処理する事務局長の職務	4人 (5.8%)	323,100円	411,300円	

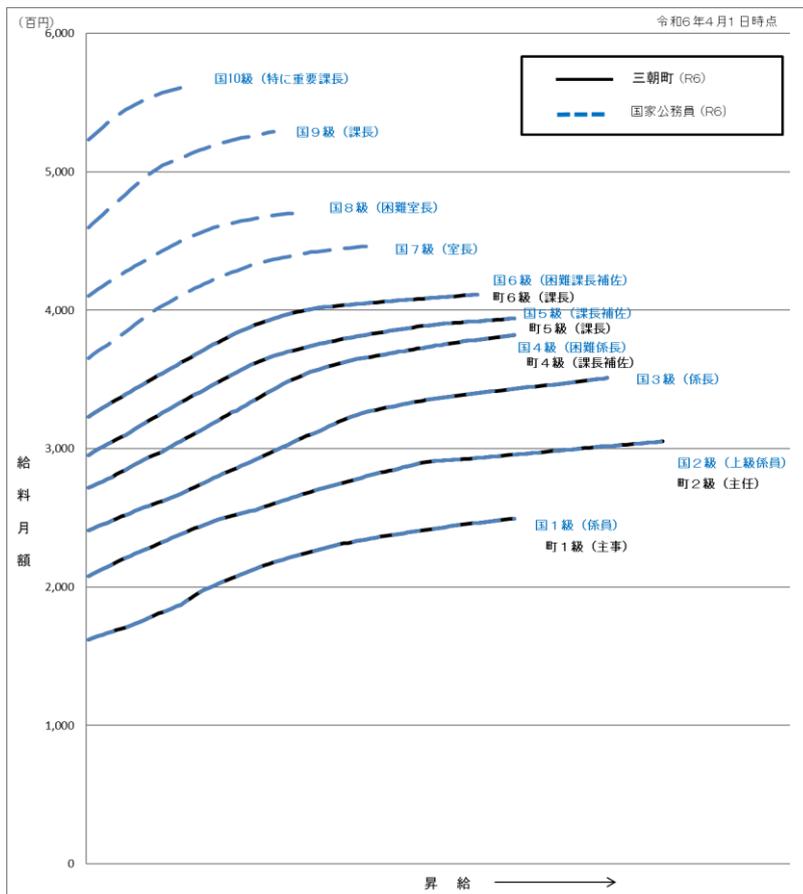
(注) 1 三朝町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 一般行政職の級別職員数の構成比



(3) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



#### (4) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	三朝町		国	
	管理職	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○		○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用		○		
ロ 人事評価を実施していない				

管理職員の昇給は、町長が規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて決定する。（令和6年1月1日時点 下表参照）

昇給区分	S	A	B	C	D
職員の区分					
55歳を超える職員	0	1	4	0	0
55歳未満	0	0	9	1	0

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

三朝町	鳥取県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,518千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,522千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 1.75月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	三朝町		国	
	管理職	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○

標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

※平成26年度6月支給分より勤勉手当の成績率への勤務成績の反映

## (2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

三朝町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分	最高限度額	47.7090月分	47.709000月分
1人当たり平均支給額	19,135千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	68,000円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	4,250円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）	20.0%
手当の種類（手当数）	5種（下記）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
① 防疫業務手当	防疫作業に従事する職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護（患者の飼育）又は病原体の付着した物件等の処理作業	従事した日1日につき 1,000円
② 結核業務手当	結核患者指導業務に従事する職員	結核患者の療養指導業務	勤務1月につき 1,000円
③ 特殊自動車運転手当	除雪用自動車運転作業従事職員	除雪用自動車の運転業務	従事した時間1時間につき 300円
④ 行旅死病人手当	行旅死病人の救護等に従事する職員	職員が行旅病人の救護のための病人を護送し又は行旅死人の認識に関する調査その他の取り扱いに従事する業務	従事した1回につき 1,000円
⑤ 下水道手当	下水道業務に従事する職員	供用後の下水道施設の嫌悪な維持管理の業務	従事した日1日につき 1,000円

#### (4) 時間外勤務手当

支給実績（5年度）	20,562千円
1人当たり平均支給年額（5年度）	290千円
支給実績（4年度）	17,271千円
1人当たり平均支給年額（4年度）	270千円

#### (5) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	ア 配偶者 月額6,500円 イ 子 1人月額10,000円 ウ その他 1人月額6,500円 エ 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（加算額） 1人月額5,000円	同じ	—	12,109千円	275,198円
住居手当	借家・借間居住者（家賃月額16,000円以下の場合を除く。）→家賃の額に応じ、最高月額28,000円まで支給  単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者→借家・借間居住者の例によった場合の額の1/2相当額	同じ	—	1,143千円	228,604円
通勤手当	交通機関等利用者 →運賃等の額を支給 自動車等利用者 →通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円までの範囲で支給	同じ	—	3,445千円	58,383円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給	同じ	—	7,368千円	460,500円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給	同じ	—	303千円	21,643円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	829,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円 / 505,800円
	副 町 長	663,000円	710,000円 / 473,100円
報 酬	議 長	332,000円	360,000 円 / 205,000円
	副 議 長	253,000円	300,000円 / 175,000円
	議 員	238,000円	280,000円 / 155,000円
期 末 手 当	町 副 町 長	(令和5年度支給割合) 3.40月分	
	議 副 議 長 員	(令和5年度支給割合) 3.40月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方法) 退職時の給料月額に次の割合を乗じる (割合 在職期間1年につき) 町 長 500/100	
	副 町 長	副町長 280/100 教育長 220/100 (支給時期) 任期毎	
	備 考		

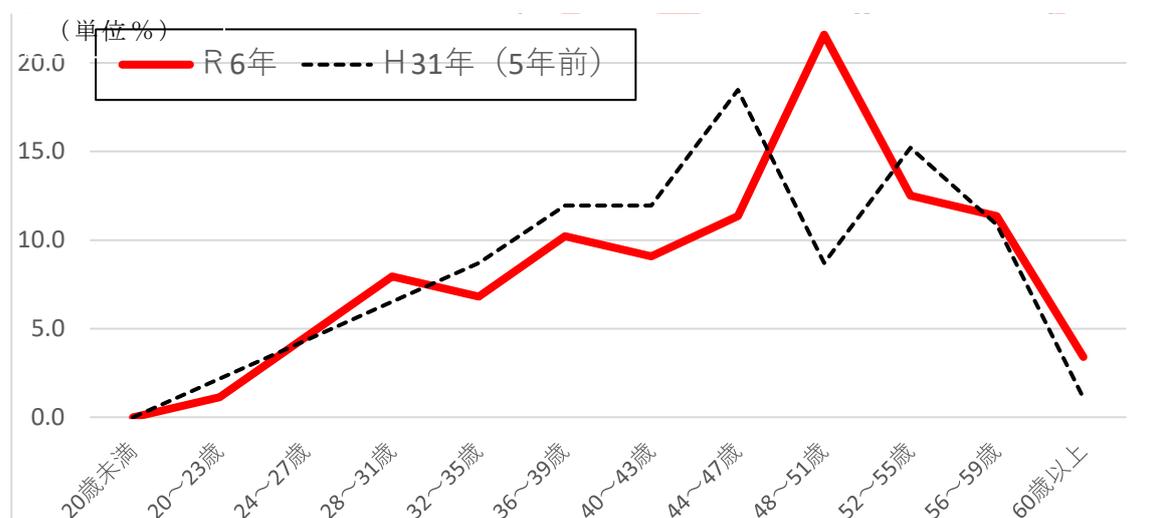
## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		R 5 年	R 5 年	対前年 増減数	主な増減理由
一般行政部門	総 務	22 人	24 人	2	DX と定住の推進を目的に体制強化
	税 務	3 人	3 人	0	
	民 生	18 人	17 人	△1	保育士の退職不補充
	衛 生	5 人	4 人	△1	承認に伴う栄養士の配置転換
	商 工	5 人	4 人	△1	関係団体に派遣していた職員の退職に伴う減
	労 働	-	-	0	
	農林水産	6 人	7 人	1	農業委員会事務局職員の増
	土 木	5 人	6 人	1	災害復旧に伴う土木技師の増
	議 会	2 人	2 人	0	
	計	66 人	67 人	1	
特別行政部門	教 育	11 人	11 人	0	
	警 察	-	-	-	
	計	11 人	11 人	0	
普通会計 計		77 人	78 人	1	
公営企業会計 部 門 等	水 道	4 人	2 人	△2	地方公営企業法の適用（経営統合）に伴う人員配置の見直し
	下水道	0 人	2 人	2	地方公営企業法の適用（経営統合）に伴う人員配置の見直し
	国保事業	3 人	3 人	0	
	介護事業	2 人	2 人	0	
	後期高齢者医療	1 人	1 人	0	
	国民宿舎事業	0 人	0 人	0	
	計	10 人	10 人	0	
合 計		87 人	88 人	1	
[条例定数]		[125 人]	[125 人]	0	

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

・年齢別職位構成比



・年齢別職員数（令和6年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	4人	7人	6人	9人	8人	10人	19人	11人	10人	3人	88人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		68	67	67	69	66	67	△1.5%
教育		13	14	12	11	11	11	△15.4%
普通会計計		81	81	79	80	77	78	△3.7%
公営企業等会計計		11	11	10	10	10	10	△9.1%
総合計		92	92	89	90	87	88	△4.4%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。